

企業事業資金貸付金総括

資料編

企業事業資金貸付金総括資料

1. 財政状況の推移

○税収の推移（たばこ税を除く。平成7年度～24年度）

（単位：百万円）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15
個人市民税	3,025	3,051	3,478	3,233	3,166	3,101	3,140	3,142	2,962
法人市民税	1,891	2,247	2,108	1,551	1,126	1,520	1,305	1,097	1,194
固定資産税	4,591	4,790	4,996	5,179	5,403	5,377	5,197	5,500	5,206
軽自動車税	53	56	59	62	66	73	74	82	84
都市計画税	490	524	528	556	591	593	611	621	588
合計	10,050	10,667	11,169	10,580	10,352	10,664	10,327	10,442	10,034

注）端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
個人市民税	2,940	2,997	3,332	4,019	4,056	4,070	3,733	3,748	3,938
法人市民税	1,334	1,490	1,885	1,867	1,816	1,184	1,165	1,381	1,268
固定資産税	5,267	5,225	4,992	5,110	5,219	5,239	5,287	5,335	5,230
軽自動車税	88	94	101	105	108	108	110	113	118
都市計画税	586	580	552	568	580	580	589	601	584
合計	10,215	10,385	10,863	11,669	11,779	11,181	10,883	11,179	11,139

注）端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

○普通建設事業費・扶助費の推移（平成7年度～24年度）

（単位：百万円）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15
普通建設事業費	5,203	7,070	7,859	15,238	6,563	9,822	13,799	5,894	4,118
扶助費	747	826	916	1,057	1,076	1,109	1,446	1,878	2,050

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
普通建設事業費	5,965	5,491	3,049	3,170	2,240	2,200	3,602	1,932	1,781
扶助費	2,455	2,669	2,901	3,220	3,286	3,366	4,472	4,654	4,616

○基金残高・たばこ税収の推移（平成7年度～24年度）

（単位：百万円）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15
新幹線新駅基金	1,720	1,951	1,964	1,976	1,983	1,989	2,504	3,007	3,509
減債基金	416	419	361	163	3	3	3	3	3
財政調整基金	970	982	660	386	300	79	79	79	9
たばこ税収	279	281	340	1,221	3,531	3,851	3,660	3,520	2,973

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
新幹線新駅基金	3,512	3,514	3,420	3,255	3,134	39	113	1,818	1,718
減債基金	3	3	3	3	3	3	58	208	328
財政調整基金	1,452	2,148	349	252	2	6	56	340	870
たばこ税収	3,130	3,618	2,394	2,164	1,817	1,496	737	819	785

2. 奨励金条例

○栗東町公共公益施設整備財源確保のための企業誘致特別措置に関する条例

概要…誘致企業が加入する団体（町たばこ小売店連盟）に対し、加盟事業者の売上げの５％を奨励金として交付（内、事業者奨励金４％、連盟事業費１％）

公共公益施設整備事業…新幹線新駅設置及び周辺整備、芸術文化会館及び総合福祉保健センター整備、環境センター改築、道路・河川・下水道及び健康運動公園整備、町営住宅改築、工場団地開発整備等

○奨励金条例の税収効果

平成１０年７月～平成１１年９月

（単位：円）

事業所	奨励金			納税額
	交付額	内給付額	内連盟事業費	
（株）ジェイティーアール	416,090,910	332,872,728	83,218,182	1,761,330,913
K社	56,069,268	44,855,413	11,213,855	237,343,651
N社	105,580,727	84,464,582	21,116,145	446,927,810
T社	46,520,755	37,216,604	9,304,151	196,924,379
小計	624,261,660	499,409,327	124,852,333	2,642,526,753
その他一般小売店	99,694,725	79,755,780	19,938,945	422,012,105
合計	723,956,385	579,165,107	144,791,278	3,064,538,858

3. 貸付金条例

○栗東町企業事業資金貸付条例

概要…貸付資格 貸付後１０年間で市税収入等が５０億円以上見込まれる者

貸付利率 貸付時の地方債政府資金の貸付利率の２分の１

貸付期間 １０年

償還方法 満期一括返済

※１事業者について５億円を限度とする。

※工場誘致条例による奨励措置と重複できない。

○企業事業資金の貸付状況（令和３年３月３１日現在）

（単位：円）

企業名	貸付年月日	貸付金額	残元金	備考
(株)TSR	H12. 9. 29	300,000,000	444,818,282	遅延損害金
	H12. 12. 26	200,000,000		656,201,095
(株)CSR	H14. 6. 20	300,000,000	447,622,349	遅延損害金
	H15. 3. 31	200,000,000		481,458,080
K社	H12. 12. 26	200,000,000	150,000,000	分割返済中
	H13. 10. 1	200,000,000		年 20,000,000
C社	H20. 7. 1	250,000,000	440,000,000	分割返済中
	H21. 4. 6	250,000,000		年 20,000,000

※遅延損害金は残元金各４億５千万円で算定

○貸付金条例の税収効果推計（貸付後から令和２年３月末まで）

(株)TSR	4,232,772 千円（内貸付後１０年間	4,232,772 千円）
(株)CSR	2,309,643 千円（内貸付後１０年間	2,309,643 千円）
K社	6,172,266 千円（内貸付後１０年間	4,436,897 千円）
C社	2,298,072 千円（内貸付後１０年間	2,111,756 千円）
４社合計	15,012,753 千円	※K社、C社は現在まで納税を継続中

○栗東町工場等誘致に関する条例（工場誘致条例）

概要…用地取得補助金 取得費の３分の１（上限３億円）を交付

誘致奨励金 固定資産税額の２分の１を３年間交付

※貸付金条例による貸付けと重複できない。

※平成１５年１２月１８日にH社（N社から社名変更）と用地契約締結

栗東市六地藏地先 40,420.4 m² 917,017,614 円

用地取得補助金 ３億円（平成１５～１７年度）

誘致奨励金 7,263 千円（平成１７～１９年度）

※併せて、平成１２年３月１５日から向こう１０年以上栗東市でたばこを仕入れる旨の覚書を締結（平成１２～２３年度たばこ税収推計 10,595,525 千円）

４．貸付金条例一部改正・市町村たばこ税都道府県交付金

○栗東市企業事業資金貸付条例の一部を改正する条例（継続審査、後に撤回許可）

概要…追加貸付 貸付期間中の市税収入等が一定の額に達したときは、その都度、追加貸付けができる。利息は免除。

振興資金 追加貸付けを受け一定の市税収入等があった者が繰上償還をした場合、その者に対し、償還額を超えない範囲内で振興資金を交付することができる。

○工場誘致条例との均衡論

概要…奨励金条例の廃止に不満を持つ(株)ジェイティーアール（会長和泉豊氏）は、①初期投資 5,000 万円の補償、②5 億円の融資、③1,000 坪の用地斡旋を町に対し要望してきた。最終的には貸付金条例の制定により、②の融資は実現した。

一方で、N 社（後に H 社に社名変更）は、奨励金条例の廃止はやむなしとした上で、新たに建設する工場用地を探していた。

当時、東部地区で工場団地整備を進めていた町（市）は、工場誘致条例により同社を当該地に誘致することとなった。

以来、和泉豊氏は、自社と H 社に対する町（市）の対応が不公平であるとし、貸付金条例と工場誘致条例との均衡を保つよう強く求めるようになった。

○市町村たばこ税都道府県交付金制度

概要…地方税法の一部改正により創設。市町村たばこ税の税収が、一定の方法により算定された額（課税定額）を超えた場合、当該超えた額に相当する額を、翌年度に当該市町村の属する都道府県に交付する。

平成 17 年度から 22 年度までの間、市は滋賀県に対し 5,235,280 千円を交付。

5. 住民訴訟

○住民監査請求（平成 24 年 11 月 26 日）

請求内容…(株)TSR 及び(株)CSR に違法な貸付けを行った元市長の遺族と前市長に対し、市が損害賠償をすることを求める。

監査結果（平成 25 年 1 月 25 日）…請求に理由がないものとして棄却

○住民訴訟（平成 25 年 2 月 22 日訴状提出）

平成 25 年（行ウ）第 3 号 損害賠償請求行為請求事件

請求の趣旨

- 1 被告栗東市長は、前市長に対し、金 1 億 8000 万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
 - 2 被告栗東市長は、元市長の遺族（3 名）に対し、それぞれ金 9000 万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

・違法な貸付

当該貸付は、公共性が存在せず、償還可能性はなく、担保徴収が著しく不十分で、脱法目的であり法令遵守は存在しない。貸付の判断が著しく不合理であり、当時の市長の裁量の逸脱・濫用が認められ、貸付行為が違法となり、貸付にかかる支出負担行

為が不法行為となる。

・ 損害

元金を一切返済していなく、貸付金を回収することは著しく困難であり、損害が発生した。

第一審判決概要

主文 1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

争点 ①監査請求期間の徒過の有無

②監査請求期間徒過についての「正当な理由」の有無

③本件各貸付けにかかる支出負担行為及び支出命令における注意義務違反（貸付けの違法性）の有無

④損害の発生及び数量

裁判所の判断 間接的な寄与貢献も含めれば公益性は否定できず、返還可能性の判断も不合理とはいえないことから、支出負担行為及び支出命令にかかる判断に著しく不合理であって裁量の逸脱・濫用があるとはいえない。したがって、不法行為があったことは認められない。